

藤自第 253 号
令和 3 年 8 月 6 日

市内障害福祉事業所 各位

藤枝市長 北村正平

新型コロナウイルスまん延防止等重点措置区域指定に伴う感染防止対策の徹底について（依頼）

日頃、新型コロナウイルスの感染防止対策はもとより本市の福祉行政に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、本県でもデルタ型コロナウイルスにより感染拡大が急速に進み、下記のとおり近隣の静岡市をはじめ県内の複数の市町が、8月6日付けでまん延等防止重点措置が適用される区域に指定されました。これにより、指定された市町の区域（以下「重点措置区域」といいます。）においては、各種の行動制限が要請され、不自由な生活が余儀なくされるに至りました。

今回、これまでの皆様の御努力により、本市は、感染拡大が抑えられ重点措置区域に指定されませんでした。感染力の強いデルタ型ウイルスの影響により感染も拡大傾向にあることは否めず、いつ感染が急拡大しないとも限りません。

つきましては、障害福祉サービスの円滑かつ確実な提供に向け、貴事業所の従業員にまん延防止等重点措置の内容を周知徹底されるなど、危機感をもって更なる感染防止対策に御尽力いただくようお願い申し上げます。

記

- 1 重点措置区域に指定された市町
富士川以東の全市町、静岡市、浜松市
- 2 重点措置区域内において要請される主な措置の内容
 - (1) 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。外出する必要がある場合においても、極力家族や普段行動をともしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けること。
 - (2) 飲食店等の営業時間は、午後 8 時までとし、酒類の提供を行わないこと。
 - (3) 時短要請がされている時間帯（午後 8 時以降）に、飲食店にみだりに出入りしないこと。

(4) 1,000 m²を大規模集客施設等の営業時間は、次のとおりとすること。

ア 商業施設等 午後8時まで

イ イベント関連施設

- ・ 博物館、運動施設及び遊技施設 午後8時まで
- ・ 劇場、映画館、展示施設、ホテル等 午後9時まで

3 全県で要請される主な措置の内容

- (1) 不要不急の外出を自粛すること。
- (2) すべての都道府県との不要不急の移動を自粛すること。特に、緊急事態措置区域（重点措置区域を含む。）との往来は、回避すること。
- (3) 職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を徹底すること。
- (4) 業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底を図ること。

担当

健康福祉部自立支援課

電話番号 054-643-3149